

# 「2025年日本国際博覧会 会場内デジタルサイネージ設置・配信システム構築等業務」 に係る公募要領

※本件は、経済産業省及び大阪市の補助金の交付決定を前提とした停止条件付きの公募である。

本事業に係る交付決定がなされなかった場合、公募を実施したに留まり、いかなる効力も発生しない。

また、交付決定の状況によっては、発注内容に変更が生じる場合があるので留意すること。

## 1. 業務

業務名：『2025年日本国際博覧会 会場内デジタルサイネージ設置・配信システム構築等業務』

### (1) 業務の趣旨・目的

2025年日本国際博覧会（以下、「本博覧会」という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という。）は、本博覧会の来場者に対し、各開催イベントの案内、会場内誘導及び情報提供のためにデジタルサイネージを設置することで、会場内における快適な観覧環境を実現させる。

本業務では、会場内におけるデジタルサイネージの設置や適切な配信コンテンツの管理システムの構築を行うことで、来場者の利便性や安全性を高めることを目的とする。

### (2) 業務概要

本委託業務で実施する業務を次の①、②、③及び④で示す。各項目に記載のない検討事項についても事業目的を考慮し、博覧会協会と協議のうえ実施するものとする。なお、業務の実施にあたっては本仕様書のほか、博覧会協会から提示する資料などを考慮することに加え、SDGsの達成や情報セキュリティの観点から運用業務面での全体最適にむけた視点、取組みについても博覧会協会と十分に協議し、調整すること。

#### ① デジタルサイネージ機器の設置

会場内に置いて来場者を案内・誘導するためのデジタルサイネージ機器の設置業務を行う。  
設置個所、筐体などの構成機器及び通信機器については別途開示の仕様書のとおり。

#### ② デジタルサイネージコンテンツ生成システム導入

ディスプレイに表示するコンテンツを生成するシステムを構築する。管理対象コンテンツについては静的データに加え、動的データも含み、そのサーバ構築業務を行う。

#### ③ デジタルサイネージコンテンツ配信・表示システム導入

ディスプレイに表示するコンテンツのスケジューリングと配信を行うシステムを導入する。表示コンテンツについては静的データに加え、動的データも含む。

#### ④ デジタルサイネージ各システムの運用・保守業務

②及び③のシステム導入後の運用・保守等の業務を行う。

### (3) 委託上限額

299,000千円（税込）

## 2. スケジュール

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 2024年3月27日（水） | 公募開始              |
| 2024年4月5日（金）  | 質問及び事前審査書類の受付締め切り |
| 2024年4月10日（水） | 質問回答及び提案書類の受付開始   |
| 2024年4月24日（水） | 提案書類提出締め切り        |
| 2024年5月上旬     | 選定委員会             |
| 2024年6月上旬     | 契約締結予定            |
| 2025年12月31日   | 業務終了（業務完了報告書提出）   |

### 3. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（（５）は共同企業体として有していればよい。）なお、各構成員は２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- （１）次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- （２）主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- （３）消費税及び地方消費税を完納していること。
- （４）経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- （５）次に掲げる①または②の業務実績条件を満たし、【様式 03】事業実績申告書を提出すること。
  - ※①②は、それぞれ異なる業務実績でも良い。
  - ※①②の業務実績については、合計最大３件の実績を示すこと。

#### 【業務実績条件】

- ① 直近３年以内に開催される万博と同レベルの大規模イベントにてデジタルサイネージの運用管理の実績があること。
  - ② 直近５年以内で国または都道府県等から委託されたデジタルサイネージの運用管理の実績があること。
- （６）共同企業体に係る事項
    - ① 業務形態  
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
    - ② 代表者要件  
代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。
  - （７）応募前に博覧会協会に【様式 01】守秘義務誓約書を提出していること

### 4. 応募の手続

- （１）公募要領の配布

配布期間

2024年3月27日(水)から2024年4月24日(水)まで

配布方法

博覧会協会ホームページからダウンロードで配布する。（郵送による配布は行わない。）

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

配布物

- ・公募要領（本紙）
- ・【別添 01】契約書一式

- ・【様式 01】守秘義務誓約書
- ・【様式 02】参加表明書
- ・【様式 03】事業実績申告書
- ・【様式 04】持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）
- ・【様式 05】委任状

## （２）守秘義務誓約書の受付及び仕様書の開示

本業務に参加を希望する者は最初に【様式 01】守秘義務誓約書を提出すること。守秘義務誓約書を提出した者に限り、詳細仕様書を開示する。受付手続きなどは、以下のとおり。

### ① 受付期間

2024年3月27日(水)から2024年4月5日(金) 午後5時必着

### ② 提出方法

電子メール（unei-service@expo.2025.or.jp）により提出すること

### ③ 【様式 01】守秘義務誓約書を提出した者への開示物

- ・【別添 02】仕様書一式
- ・【別添 03】企画提案書作成要領
- ・【様式 06】セキュリティ要件一覧表
- ・【様式 07】応募金額提案書
- ・【様式 08】共同企業体届出書
- ・【様式 09】共同企業体協定書
- ・【様式 10】持続可能性の確保に向けた誓約書
- ・【様式 11】暴力団排除条例に基づく誓約書
- ・【様式 12】使用印鑑届
- ・【様式 13】質問表

## （３）質問の受付及び回答

### ① 受付期間

2024年3月27日（水）から2024年4月5日（金）午後5時まで

### ② 提出方法

電子メール（アドレス：unei-service@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」に「【質問】2025年日本国際博覧会 会場内デジタルサイネージ設置・配信システム構築等業務」と明記し、質問内容を【様式 13】質問表に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話又はFAXによる問い合わせは不可とする。

### ③ 質問の回答

質問への回答は、4月10日（水）までに【様式 01】守秘義務誓約書をご提出した者に対してメールで回答する。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、博覧会協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 会場内デジタルサイネージ設置・配信システム構築等業務公募について】に掲載する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

#### (4) 応募書類の受付

##### ① 受付期間

2024年4月3日(水)から2024年4月24日(水)午後5時まで

##### ② 提出方法

(ア) 下記の宛先へ電子メールにより提出すること。(持参による提出は不可とする)

送信先：[unei-service@expo2025.or.jp](mailto:unei-service@expo2025.or.jp)

なお、電子メール送信後、必ず下記宛に電話にて着信の確認を行うこと。

(電話番号：06-6625-8669)

※土曜日・日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

##### ③ 費用の負担

提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(5) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については事業者名、社章等提案事業者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

##### ① 企画提案書一式

ア. 企画提案書(A4サイズ様式自由：原本・副本の電子ファイル)

イ. 【様式07】応募金額提案書(原本・副本の電子ファイル)

ウ. 見積内訳書(A4又はA3サイズ、様式自由：原本・副本の電子ファイル)

##### ② 共同企業体で参加の場合

ア. 【様式08】共同企業体届出書(原本の電子ファイル)

イ. 【様式09】共同企業体協定書(写し)(原本の電子ファイル)

※提案者が代表者又は表見代理人以外の場合、【様式05】委任状を添付すること。

#### (6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

#### (7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

#### (8) その他

① 応募は1者1提案とする(共同企業体構成員として参加する場合を含む。)

② 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>「2025年日本国際博覧会 会場内デジタルサイン設置・配信システム構築等業務」  
提案書 株式会社〇〇(法人名)

③ 書類提出後の差し替えは認めない(博覧会協会が補正等を求める場合を除く。)

④ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

## 5. 説明会

実施しない。

## 6. 審査の方法

### (1) 審査方法

① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行う。提案書における技術点及び価格点の合計得点により審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。審査は、書類審査及び事業者によるプレゼンテーションを経て行う。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

② 審査は、書類審査およびプレゼンテーションにて行う。選定委員が提案内容の理解を深める目的としてプレゼンテーションの機会を設け、プレゼンテーションの日時は事前に通知を行う。なお、プレゼンテーションはリモート開催を予定している。

③ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合には採択しない。

④ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

⑤ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

### (2) 審査基準

| 審査項目         | 審査内容  | 配点   |
|--------------|---|------|
| 提案者実績        | <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルサイネージ業務(機器運用やコンテンツ運用)における十分な経験及びノウハウを備えているか。</li> <li>国内テーマパークや興行施設等にデジタルサイネージ導入の実績があるか。</li> <li>上記と同規模かつ類似業務の実績があるか</li> </ul>   | 10点  |
| 業務遂行能力       | <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の遂行能力を有し、適正な実施体制を提案できているか。</li> <li>業務遂行スケジュールは、無理なく実現可能な提案ができているか。</li> </ul>  | 15点  |
| 提供すべきサービスの提案 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■システムの機能提案の検討・設計・構築</li> <li>・本業務の特性・仕様を踏まえたシステムの提案</li> <li>・時間帯、場所に応じた来場者への情報提供の方法に関する提案</li> <li>■機器・設備等の環境整備</li> <li>・システム運用を考慮した機器設計等、動作環境構築の提案(機器・設備)</li> <li>■運用保守サービス業務</li> <li>・システム運用を考慮した日常的な保守業務及び、障害発生時における対応の提案</li> <li>■その他機能要件の実現の具体的提案</li> </ul> | 20点  |
| その他追加提案      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SDGsの観点から、機器のレガシー活用に関する提案ができているか。</li> <li>・その他追加提案があった場合、来場者の利便性及び安全性の向上につながる、採用を検討するに値するものか。</li> </ul>   | 15点  |
| 業務の理解度       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の目的、主旨を十分にふまえた具体的かつ実効性の高い総合的な企画提案がなされており、目的、主旨をふまえたシステムとなっているか。</li> <li>・博覧会会場内の全体像を理解し、課題を把握した上で、具体性・実現性の高い提案となっているか。</li> <li>・持続可能性・環境面への配慮をした提案となっているか。</li> </ul>  | 10点  |
| 価格点          | 価格点の算定式 (満点(30点)×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)   | 30点  |
|              | 合計  | 100点 |

### (3) 審査結果

- ① 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知する。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を博覧会協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 会場内デジタルサイネージ設置・配信システム構築等業務】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

ア. 最優秀提案事業者 (名称・評価点・提案金額)

イ. 全提案事業者の名称 ※50音順

ウ. 全提案事業者の評価点 ※得点順 (応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。)

エ. 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント

オ. 選定委員会委員の氏名及び選任理由

#### (4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

#### (5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

- ① 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）
- ② 法人登記簿謄本（1部）（発行日から3カ月以内のもの）
- ③ 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
  - ア. 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
  - イ. 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
  - ア. 貸借対照表
  - イ. 損益計算書
  - ウ. 株主資本等変動計算書
- ⑤ 印鑑証明書（原本1部）
- ⑥ 【様式10】持続可能性の確保に向けた誓約書（原本1部）
- ⑦ 【様式11】暴力団排除条例に基づく誓約書（原本1部）
- ⑧ 【様式12】使用印鑑届（原本1部）

※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、博覧会協会の連絡を受けてから2営業日後の午後5時まで提出をすること。

## 7. 契約手続について

本業務に関する契約の構成は、下記の通りとする。

・デジタルサイネージ機器の調達及び設置業務

※契約期間：契約締結日から2025年12月31日（買入の場合は2025年2月28日）まで

※受注者からの提案にあわせて【別添01】契約書一式の博覧会協会様式「物品買入契約」又は「物品借入契約

（レンタル用）」のいずれかを使用する

・デジタルサイネージコンテンツ生成システム及び配信・表示システム導入業務

※契約期間：契約締結日から2025年3月31日まで

※【別添01】契約書一式の博覧会協会様式「業務委託契約（システム開発・改修用）」を使用する

・デジタルサイネージの各システム運用・保守業務

※2025年3月1日から2025年11月30日まで

※【別添01】契約書一式の博覧会協会様式「業務委託契約（経常型）」を使用する

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と博覧会協会との間で協議を行い、契約を締結する。仕様に変更が生じた

場合は、提案金額から契約金額が変更される場合があるため留意すること。

なお、博覧会協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、博覧会協会から案内する。

- (2) 採択された提案については、採択後に博覧会協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについて、導入費用については、成果物の引渡し完了次第、博覧会協会が検査を実施し、その検査に合格した場合、本サービス提供事業者が契約書で定める金額を支払うこととする。なお、検査の単位は別途協議して定めることとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第十一条第二項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、博覧会協会は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、博覧会協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
  - ① 契約の相手方が保険会社との間に博覧会協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ② 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - ③ 契約の相手方が、過去2年の間に博覧会協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しない恐れおそれがないと認められるとき。
  - ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
  - ⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
  - ⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 8. 持続可能性の確保

- (1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する



姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

- (2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、博覧会協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。  
([https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp\\_2022/assets/pdf/sustainability/202307\\_sus\\_code.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf))
- (3) 契約相手方は、博覧会協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 契約相手方は、博覧会協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について博覧会協会による確認・モニタリング又は博覧会協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力が支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 博覧会協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を博覧会協会に報告しなければならない。

## 9. その他

- ・応募提案にあたっては、本公募要領、企画提案書作成要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ・情報システムを構築、運用する場合は情報セキュリティの確保に留意すること。情報セキュリティの確保にあたっては、仕様書を熟読するとともに、【様式 06】セキュリティ要件一覧表を提出し遵守すること。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。
- ・本入札に係る手続きについて協会と入札参加者との間で用いる言語は、日本語とする。